

平成30年7月24日

平成30年第7回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年7月24日玉川村役場就業改善センター1階産就室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(18名) 1番 高林きくみ 12番 角田 守之
2番 石森 博信 13番 眞弓 泰行
3番 渡邊 利秋
4番 須藤 安昭 農地利用最適化推進委員
5番 関根 恵二 吉田今朝雄
6番 石井 清藏 矢吹 洋一
8番 佐久間悦男 草野 壽幸
9番 草野 陽子 宗形 辰一
10番 阿部金四郎 草野 光徳
11番 関根 春雄 石森 三男

◎ 欠席委員 7番 小針 金之、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長あいさつ。
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。
2番 石森 博信 3番 渡邊 利秋

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第21号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 13番委員 (眞弓 泰行) 議案第21号番号1について、調査報告させていただきます。
7月19日、吉田今朝雄推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
申請地は、蒜生字恵平■■番■、■■番■、■■番■の3筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。
現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。
譲受人の■■■■さんは、農地の管理が大変な状態であるため、誰かに農地を譲りたいと考えていました。
一方で、譲受人の■■■■さんは、自分の農地に隣接している農地を取得することで、利便性が増し、より管理しやすくなることから、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致した事から、農地法第3条による所有権の移転に向けた許可申請になったとの事でありませう。
譲受人の■■■さんが所有する農地面積は、下限面積の30aを超えるた

め問題はありません。また、耕作従事日数についても条件を満たしております。地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとの事であります。また、転貸の有無についても本人からの聴取から問題ないものと思われます。

兩人とも承知しており、問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 今、調査報告でありましたが、■■■■さんが隣接している農地がある
(角田 守之) という報告なのですが、図面上どこになるのでしょうか。

◎ 事 務 局 今回、申請があった奥の恵平■■■番の土地になります。

◎ 12 番委員 この場合、繋がった農地になるということですね。
(角田 守之)

◎ 事 務 局 そうです。今回の申請で奥まで入れるようにしたいとの内容です。

◎ 議 長 他にございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 21 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 21 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に、議案第 22 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分取消願出可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 22 号番号 1 の調査員、佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 8 番委員 議案第 22 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。
(佐久間悦男) 7月19日、草野壽幸推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字和久■■番■、■■番で、地目は畑であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

本件は、先月の総会において、許可となった農地であります。

譲受人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺ったところ、申請がありました、5月25日の時点では、お互いの意向が一致した上で農地法第3条の許可を受けましたが、その後、実際に所有権移転登記を進める段階になり、譲渡面積の相違分について折り合いがつかなくなり今回やむを得ず取消を願い出たとの事であります。

農地法の規定による許可処分の取り消しの取扱いについては、売買契約等の錯誤により無効であることが判明した場合、取り消しが可能とされております。

なお、この取り消しの願出書につきましては、両者の署名押印をもって承諾していることを報告いたします。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 前回の説明を伺った時には、随分前から実質的には■■■さんの土地を■■■さんが使っており、正式に登録するため贈与するという内容であったようでしたが、そのような内容で間違いなのでしょうね。

- ◎ 事 務 局 実際に現地を確認したところ、■■■さんの山林の一部を■■■さんが田として耕作しております。
今回、■■■さんが山林へ行くために、■■■さんの農地の一部を使う事から、面積を等分で譲渡しようということでしたが、山林を田にしている面積が小さいという事が測量したらわかり、その面積ではお互いのバランスが悪いということで折り合いがつかなくなったとのことです。
先月の時点では実際には測っておらず、大体そうだろうという事でありましたが、登記する際に測量したら違いが判明したという事でありませ

- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 折り合いがつけば再度、3条の申請があるのでしょうか。

- ◎ 事 務 局 そこまでの確認はしておりません。今回は申し出により取り消し願いが出たものであります。

- ◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第22号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号1については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に議案第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 23 号番号 1 の調査員 佐久間悦男委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 8 番委員 (佐久間悦男) 議案第 23 号番号 1 につきまして、調査結果を報告させていただきます。7 月 19 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字蕨岡■■番■■、■■番■■の 2 筆であります。

場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、申請人の■■■■さんに話を聞いたところ、今回の申請地目を確認するために登記事項証明書を取得したところ、農地であることが判明したとのことでした。

昭和 63 年当時、既存宅地の敷地に入る道路が狭い事から、通路及び側溝を申請地にはみ出して整備してしまいました。

そこで登記上の地目変更するためには、農地法第 4 条の農地転用許可が必要であることの指摘を受けたため、今回、正式に申請を行うことになったとの事であります。■■さんは、深く反省しており、今後、このような事がないようにしたいとの事であります。

申請地は、地形的条件を勘案すると、その他第 2 種農地に該当すると思われ、転用が可能と思われ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 (角田 守之) 今まで使っていた道路は私有地なのでしょうか。村道なのでしょうか。

◎ 事 務 局 この土地の表示のとおり、私有地の道路を自分で広げたものであります。その時は、畑の部分を広げたわけですが、細長い部分にはみ出してしまったため、今回改めて転用の許可を得るものであります。

以前は、きちんと手続きをして道路を作ったのですが、整備する際に少しはみ出した分が今回の案件となっております。

◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 23 号番号 1 を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 23 号番号 1 は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長 次に議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 24 号番号 1 の調査員の眞弓泰行委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 13 番委員 議案第 24 号番号 1 について調査結果を報告いたします。
(眞弓 泰行) 7月 19 日、吉田今朝雄推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いました。

申請地は、蒜生字恵平■■番■、■■番■の 2 筆であります。場所は、議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲受人の■■■■さん、■■ ■さんと譲渡人の■■■ ■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■■さんと■■ ■さんは、現在、村内のアパートに住居しておりますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、この度住宅の建設を計画しました。

そこで、村内に適当な土地を探しておりましたが、条件に合う土地がないため、実家の父が耕作している農地に隣接した■■さんの農地が適していると考え、■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとのことあります。

申請地は、あぶくま高原道路の玉川 IC から 300m 以内にあることから第 3 種農地となり、転用が可能と思われます。また、排水処理については、雨水は敷地内の南側及び西側に素掘側溝を設置して、法面保護により東側の道路側溝に流し、汚水は北側の合併浄化槽を経由して東側道路側溝に流す計画をしており、心配ないものと思われます。

両人とも承知しており問題ありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 先程の議案第 21 号に隣接する土地ですよ。調査員から話がありましたように、実家の父親が耕作する土地という話がありましたが、今回の件については■■■■さんの子供になるということでしょうか。
(角田 守之)

◎ 事 務 局 ■■■■さんは■■■■さんの息子になります。

◎ 12 番委員 ということは、どちらが先に話をしていたかわかりませんが関連して
(角田 守之) しているという事ですね。息子が家を建てるなら父親も農地を買うかというような話になったのですね。

- ◎ 事務局　　そうです。
- ◎ 4 番委員　　この申請に対して何も異議はありませんが、議案第 21 号の中で譲受人
(須藤 安昭) が規模拡大を図りたいので取得したいとか、譲渡人は耕作が困難な為等の理由でした。それは建前でそれはそれでいいと思いますが、ただ実態は角田委員から話があったように転用目的である事は明白であるので、もう少し実態に合うような調査報告にした方がよいと思います。
- ◎ 事務局　　今後、そのようにしてまいります。
- ◎ 議長　　他にありますか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 24 号番号 1 を提案どおり決定することに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長　　異議なしと認め、議案第 24 号番号 1 は原案のとおり可決されました。
- ◎ 議長　　次に議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議長　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- (なしの声あり)
- ◎ 議長　　ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 25 号を提案どおり決定することに異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長　　異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。
- (事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程 (案)

- ◎ 事務局　　次回の総会は平成 30 年 8 月 27 日の月曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村就業改善センター 1 階産就室を予定しております。

2 第 11 回玉川村役職員親善スポーツ大会の開催について

- ◎ 事務局 平成30年8月19日(日)たまかわ文化体育館で開催。
競技はカローリングで、18時～マーヴェラス末広で懇親会を実施。
総会終了後、出欠と送迎バスの利用及び乗車希望場所を報告願います。

3 平成30年度「東北・北海道農業活性化フォーラム」について

- ◎ 事務局 平成30年8月24日(金)北海道：札幌コンベンションセンターで
開催予定で、阿部会長が出席します。

4 公務災害補償制度の加入について

- ◎ 事務局 昨年同様、委員の就業中のみを対象とした障害保険に加入申込をしま
す。農業委員の皆様は次回総会までに、農地利用最適化推進委員の皆様
は8月27日までに事務局へ保険料1,000円はお渡しください。

5 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について

- ◎ 事務局 昨年より1ヶ月開始時期を早め、7月下旬から10月15日までの期
間といたします。昨年まで調査対象外農地としていた農振地域も含め耕
作放棄地になっていないか判断していただきます。
赤判定となった場合は、再度、事務局と複数の委員により現地を確認
して非農地の判断を進めていくこととなります。
グループ編成は記載のとおり、活動した場合は活動記録セットへの記
載をお願いします。

7 閉 会 渡邊職務代理者